

青森県報

第四百七十七号

令和四年
六月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

- 自衛官候補生(男子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格……………(市町村課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(中南部地域) ……三
- 右 同……………(三八地域) ……三
- 右 同……………(下北地域) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域) ……四
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……五
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(下北地域) ……五

出先機関

告 示

青森県告示第三百七十号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(男子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

令和四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 募集期間及び採用試験の期日等

募 集 期 間	令和四年五月十一日から同年七月一日まで		
試 験 期 日	開始時刻	試 験 場	
		位 置	名 称
筆記試験 (WEB)	令和四年七月十九日 (火)から同月二十 日(水)まで	任意の場所	自宅及び各地域 事務所
口述試験 及び身体 検査	令和四年七月二十五 日(月)	青森市大字浪館 字近野四五	陸上自衛隊青森 駐屯地
受付後に 通知			

二 応募資格

十八歳以上三十三歳未満の者(ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、三十三歳に達していない者に限る。)

青森県告示第三百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
	ソーシャルインクルーシブ株式会社	東京都品川区南大井六丁目二五の三	共同生活援助	ソーシャルインクルーシブホーム弘前高屋	弘前市大字高屋二〇〇字本宮三八八の二〇	令和四・七・一
	短期入所		短期入所	弘前市大字高屋二〇〇字本宮三八八の二〇		
	短期入所		短期入所	弘前市大字高屋二〇〇字本宮三八八の二〇		
	短期入所		短期入所	弘前市大字高屋二〇〇字本宮三八八の二〇		

青森県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年七月二十六日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	
			前後別の敷地の幅員	敷地の延長
1	県道	田子十和田湖線	前 七・〇〇メートルから 一五・六〇メートルまで	後 一六三・二〇メートル
			後 七・七〇メートルから 四二・八〇メートルまで	前 一六三・二〇メートル
				備考

らないこととされている。

令和四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、長橋地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備）（防災重点型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければなら

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間

三 縦覧の場所

五所川原市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、山道地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備）（防災重点型））計画

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、山道地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備）（防災重点型））計画

を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年六月二十八日から同年七月二十六日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、小三郎地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備）（防災重点型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年六月二十八日から同年七月二十六日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 村上住建

二 氏名 村上恵

三 主たる営業所の所在地 黒石市大字上十川字大野七番一の三

四 許可番号 青森県知事許可（般一―二九）第二〇〇三九七号

五 取消年月日 令和四年五月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年五月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社大東企画
- 二 代表者の氏名 木村年宏
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市柏崎五丁目七の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第三〇〇六六八号
- 五 取消年月日 令和四年三月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 坪谷建築店
- 二 氏名 坪谷正隆
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目三九の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第七五〇号
- 五 取消年月日 令和四年五月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

令和四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 下北環境保全株式会社
- 二 代表者の氏名 菊池陽子
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市横迎町一丁目一一の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第六〇〇一二五号
- 五 取消年月日 令和四年五月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年五月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年六月二十七日

上北地域県民局長 石 橋 豊

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	戸館 保人	八戸市大字市川町字船場川原二六の三	令和 四・四・二就任
〃	小林 勲	上北郡六戸町大字柳町字柳町一五の四	〃
〃	木村 忠一	〃 〃 おいらせ町西前川原一	〃
〃	馬場 孝一	〃 〃 西下谷地三一	〃
〃	大竹 光雄	十和田市大字米田字種原一五〇の一	〃
〃	田中 誠	上北郡六戸町大字鶴喰字鶴喰二四	〃
〃	北向 憲雄	〃 〃 おいらせ町秋堂五八の一	〃
〃	田中 芳昭	〃 〃 丈の端三六の一	〃
〃	成田 健義	〃 〃 阿光坊一七の一	〃
〃	野崎 武博	十和田市大字米田字一本松一四〇の一	〃
〃	古館 専一	〃 〃 大字伝法寺字泉田四〇	〃
〃	吉田 恒紀	上北郡六戸町大字上吉田字上吉田二三 五	〃
〃	川上 茂	十和田市大字米田字川尻一八	〃
〃	小笠原 秋彦	〃 〃 大字伝法寺字泉田五五の三	〃
〃	蛭名 良夫	上北郡おいらせ町中谷地二六の四	〃
〃	三浦 正春	〃 〃 六戸町大字小平字小平二	〃
理事	戸館 保人	八戸市大字市川町字船場川原二六の三	四・四・二退任
〃	小林 勲	上北郡六戸町大字柳町字柳町一五の四	〃
〃	大竹 光雄	十和田市大字米田字種原一五〇の一	〃
〃	野崎 武博	〃 〃 字一本松一四〇の一	〃
〃	田中 誠	上北郡六戸町大字鶴喰字鶴喰二四	〃
〃	馬場 雄弘	〃 〃 おいらせ町三本木一〇一	〃
〃	田中 芳昭	〃 〃 丈の端三六の一	〃
〃	川上 茂	十和田市大字米田字川尻一八	〃
〃	吉田 恒紀	上北郡六戸町大字上吉田字上吉田二三 五	〃
〃	古館 成光	十和田市大字伝法寺字泉田九五の五	〃
〃	木村 忠一	上北郡おいらせ町西前川原一	〃
〃	北向 憲雄	〃 〃 秋堂五八の一	〃

〃	成田 健義	〃 〃 阿光坊一七の一	〃
〃	小笠原 秋彦	十和田市大字伝法寺字泉田五五の三	〃
〃	蛭名 良夫	上北郡おいらせ町中谷地二六の四	〃
〃	三浦 正春	〃 〃 六戸町大字小平字小平二	〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、荒屋平土地改良区の定款の変更を令和四年五月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年六月二十七日

上北地域県民局長 石 橋 豊

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大畑土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年六月二十七日

下北地域県民局長 石 澤 雅 史

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	北上 重顯	むつ市大畑町本町一七〇の一	令和 四・四・三就任
〃	北上 勝明	〃 〃 兔沢一九七の五	〃
〃	武藤 直人	〃 〃 正津川一八	〃
〃	畑中 正彦	〃 〃 正津川平三〇六の二	〃
〃	田中 昭一	〃 〃 本町八〇の二七	〃
〃	山田 誠	〃 〃 小目名村一三	〃
〃	野中 貴健	〃 〃 中島七八の五八	〃

〃	監	〃	〃	〃	〃	理	〃	監
	事					事		事
濱	月	澤	本	北	畑	武	北	濱
田	館	藤	山	上	中	藤	上	田
万	俊	一	日	重	正	直	勝	万
亀	彦	雄	満	顯	彦	人	明	亀
雄			夫					雄
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
南	正	兔	正	本	正	正	兔	松
町	津	沢	津	町	津	津	沢	ノ
一	川	二	川	一	川	川	一	木
四	平	七	一	七	平	一	九	一
の	一	の	〇	〇	三	八	七	の
一	四	七	二	の	〇		の	四
	の		の	四	六		五	
	六				二			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
							四	
							四	
							三	
							退	
							任	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円